

令和5年度第2回医療機関等物価高騰対策支援事業給付金交付要綱

(交付の目的)

第1条 医療機関等に対し、千葉県医療機関等物価高騰対策給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、エネルギー・食料品価格の高騰による医療機関等の経営への影響を緩和し、もって医療提供体制を維持し県民の健康の保持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

1 病院 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第1条の5第1項で規定する施設

2 有床診療所 法第1条の5第2項で規定する施設のうち19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの

3 病床数

(1) 病院 法第27条に規定する使用許可を受けた病床数とする。ただし、法7条第1項又は第2項に規定する許可病床数が、法27条に規定する使用許可を受けた病床数よりも少ない場合は、法7条第1項又は第2項に規定する許可病床数とする。

(2) 有床診療所

ア 許可病床の場合 法第27条に規定する使用許可を受けた病床数とする。ただし、法7条第3項に規定する許可病床数が、法27条に規定する使用許可を受けた病床数よりも少ない場合は、法7条第3項に規定する許可病床数とする。

イ 届出病床の場合

(ア) 法7条第3項及び医療法施行規則(昭和23年厚令50号。以下「規則」という。)

第1条の14第7項第1号から第3号の規定による届出により病床を設置している場合は、法7条第3項及び規則第1条の14第7項第1号から第3号の規定による届出病床数とする。ただし、医療法施行令(昭和23年政令326号。以下「施行令」という。)第3条の3の規定による届出病床数が法7条第3項及び規則第1条の14第7項第1号から第3号の規定による届出病床数がよりも少ない場合は、施行令第3条の3の規定による届出病床数とする。

(イ) 法8条の規定による届出により病床を設置している場合は、法8条の規定による届出病床数とする。ただし、施行令第3条の3の規定による届出病床数が、法8条の規定による届出病床数より少ない場合は、施行令第3条の3の規定による届出病床数とする。

4 無床診療所 法第1条の5第2項で規定する施設のうち患者を入院させるための施設

を有しないもの

5 薬局 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険薬局

6 前5号に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の例による。

（交付の対象）

第3条 この給付金は、令和6年1月1日（以下「基準日」という。）において、県内に所在する前条第1項、第2項、第4項及び第5項に掲げる施設を対象とする。ただし、次の各号に定めるものを除く。

（1）基準日において、全ての病床を休止している病院若しくは有床診療所又は業務を行っていない無床診療所若しくは薬局

（2）基準日において、国、県及び市町村が一般会計により運営している病院、有床診療所、無床診療所又は薬局

（3）基準日において、病院、有床診療所、無床診療所又は薬局を設置している医師若しくは薬剤師又は医療法人等の法人（以下「事業者」という。）が、専ら当該事業者が雇用するものに対して医療サービス又は薬事サービスを提供することを目的として設置している病院、有床診療所、無床診療所又は薬局

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする者（法人その他団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、交付の対象とならない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(給付金の算定方法)

第4条 この給付金の算出は、次に掲げる額とする。

(1) 第2条第1項及び2項に掲げる施設 1施設につき、35,000円に基準日における病床数を乗じた額

(2) 第2条第4項及び5項に掲げる施設 1施設につき、30,000円

(申請手続等)

第5条 事業者は、給付金の交付を申請しようとするときは、交付申請書兼請求書（第1-1号様式又は第1-2号様式）、誓約書（第2号様式）及び役員等名簿（第3号様式）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定までの標準的期間等)

第6条 知事は、第5条に定める申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとし、申請者に対して給付金を交付する。

(決定の取消等)

第7条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、給付金の当該取消に係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 事業者は、第1項の規定により給付金の交付の決定が取り消された場合において、給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した

金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。

- 5 事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
- 7 知事が第6条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、千葉県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 本事業の給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（事業概要に関する周知等）

第9条 知事は、事業実施にあたり、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により事業者への周知を行う。

（その他）

第10条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。